

障害福祉サービス事業所 御中  
障害児通所支援事業所 御中

明石市福祉局生活支援室  
障 害 福 祉 課 長

令和 5 年度明石市新型コロナウイルス感染症要支援者等に対する  
サービス提供協力金について（ご案内）

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、昨年度に引き続き、同居する介護者等が新型コロナウイルス感染症に感染し不在となり、在宅に取り残される状況となった障害者・児の生活維持のため在宅支援等を提供したサービス事業者に対し、下記の協力金を交付する事業を実施いたしますのでお知らせいたします。

記

1 支給対象者

本市の支給決定を受けた者（障害児の保護者の場合は、当該障害児。）のうち、同居する介護者等が新型コロナウイルス感染症に感染し不在となり、在宅に取り残される状況となった障害者・児（以下「要支援者等」という。）に対して、サービスを提供した事業者。

2 協力金の内容

対象事業所	支援内容	支給額
居宅介護事業所	ヘルパーを要支援者等の自宅へ派遣し、入浴や食事等の家事及び必要な支援を行う。	15,000 円/日 (要支援者等一人あたり)
相談支援事業所等	ヘルパー以外の職員が要支援者等へ対面で必要な支援を行う。	15,000 円/日 (要支援者等一人あたり)
短期入所事業所	要支援者等の受入及び必要な支援を行う。	終日支援を行った場合：200,000 円 (要支援者等一人あたり) 夜間支援のみ行った場合：100,000 円 (要支援者等一人あたり)
通所事業所等	要支援者等が短期入所を利用することになった際、当該要支援者等が通常利用している通所事業所等が、短期入所事業所利用の際に必要な支援を行う。	15,000 円/日 (要支援者等一人あたり)

### 3 支給対象期間

2023年(令和5年)4月1日から2024年(令和6年)3月31日まで

### 4 申請方法

申請の前にまずは、障害福祉課自立支援係にご相談ください。その後、障害福祉課自立支援係まで所定様式の提出をお願いします。

明石市ホームページURL(令和5年度明石市新型コロナウイルス感染症要支援者等に対するサービス提供協力金について)

[https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai\\_fu\\_ka/hozyokinn/hojokinoshirase.html](https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai_fu_ka/hozyokinn/hojokinoshirase.html)

### 5 申請書類

- (1) 協力金支給申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 協力金の支給対象となるサービス提供の記録の写し
- (3) サービス等利用計画又は個別支援計画の写し
- (4) 健康観察の記録の写し(様式ア)
- (5) 支給状況調査(様式イ)

(問い合わせ先)

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

明石市福祉局生活支援室障害福祉課自立支援係

担当 梶原・高原

電話 078-918-1344 FAX 078-918-5244

e-mail [shoufuku@city.akashi.lg.jp](mailto:shoufuku@city.akashi.lg.jp)